

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO87

発行責任者 畑中 正好 発行日 2011年9月20日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 県議・2006年度政務調査費

### 坂本議員ら13議員を対象に

## 住民訴訟を提起

私達は、8月19日、06年度の政務調査費について、坂本議員はじめ当時の議員13名に対し、各議員288万円の返還請求するよう仁坂吉伸知事に求める住民訴訟を提起しました。

これまでの私達の追及に、減額修正せざるを得なかったにもかかわらず、減額にかかる金員の返還はせず関係資料を一切開示しない坂本登議員らの政務調査費の使途を追及するため本訴に。

私達は、これまで、坂本議員が、07年4月の選挙の際、公費負担される選挙ポスター代を過大請求し、その過大分で充当決済済みの後援会ニュース等の印刷代を、政務調査費にも計上しているとして追及してきました。

この追及に、坂本議員は、減額修正せざるを得なかったにもかかわらず、減額にかかる金員を返還せず関係証

拠資料の開示も一切せず、不誠実な対応だったため、他の議員を含め13名を対象に住民訴訟に及びました。

返還を求めた額は、各議員288万円の13名で3744万円。政務調査費を追及する裁判は、これで2件目。

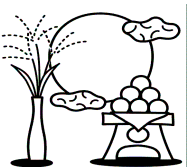
1件目は、03、05年度分について40名を対象に07年に提訴したものであり、現在も継続中です。前回は、事務所費、事務費、人件費に

限定していましたが、今回、それら以外を含めすべてを対象にしています。それは、坂本議員が減額分を返還しなかったことからすべてを対象にする必要があったからです。

このような受領額を超過する届出は許されないと追及しています。

また、前回の裁判で追及している妻や親族あるいは、議員が経営する事業で雇用した経費や、親族の建物を賃借したとする事務所経費などに政務調査費を支出していることも追及するため、それらの支出のある議員らを対象にしました。

今回の裁判で特徴的な追及は、県議らで構成される「促進議員連盟」などとする5団体、いわゆる5議員連の会費への支出は認められないとして追及しています。



# 秋田県議会、使途マニュアル改正

## 一親等以内の雇用費，支出不可に

阪谷 その時は、人数が多いと裁判が、長引く、ということのようでしたが。

畑中 前回の裁判が未だ終結していないことが、大きな理由です。

阪谷 だから減らすことに。

畑中 そうです。それに、06年度以降の年度も早めに裁判したからですからね。

阪谷 それで、やむを得ず、ですか。

畑中 しかし、年度としては、私達にとつては運良く前回に引き続き06年度でしたので、前回の追及を引き継ぐ形で対象議員を選びました。

阪谷 妻や親族を雇用した経費に政調費を支出している議員らのことですね。

井上 それに、議員自身が営むあるいは代表する法人会社で雇用した人件費に支出している議員らです。

よ。ね、畑中さん。畑中 そうです。それに、親族や議員が役員を務める会社があるとする建物を事務所として賃貸したとする経費に支出している議員らです。

井上 それらは、議員自身の利益や夫婦の収入を増やし、身内の収入を増やすこと

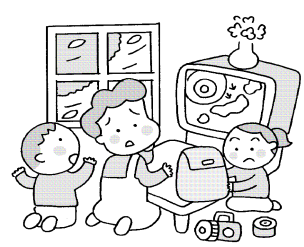
### 秋田県議会

#### 3親等以内の親族等が所有する建物内を事務所とする場合の家賃についても不可に

畑中 最近、秋田県は、

1親等以内の親族を雇用した場合、政調費から人件費を支出できないとするよう決めた、ということが報道されています。

になり、公金の使途としては、許すべきではない、ですよ。



た。

阪谷 私もそれ、ネット上で読みました。使途のマニュアル改正して、親族の人件費への支出に自ら歯止めを掛けようという

改正ですね。井上 当和歌山県議会とは大きな違いだ。畑中 秋田県は、それ

だけではありません。井上 え、まだ、進んだ点、あるのですか。畑中 先月のことのようにですが、3親等以内の親族が所有するか、役員になっている法人・団体が所有する建物内を事務所とする場合の家賃についても政調費から支出できないとするようにしたようです。

井上 なかなか、秋田県議は、やるじゃ、ないですか。それに比べると和歌山県議はなさけない。阪谷 言えますね。畑中 妻や親族への政調費の充当をやめさせることが、当初の追及の柱ですから。阪谷 だから、今回も

ですか。年度が続いているのでよけいなんです。その点、議員毎に分かりますか？

畑中 浅井議員は、妻と長男及び親族を雇用しています。また、議員が代表を務める法人会社の建物を賃借したことに政調費を支出しています。井上 妻を雇用していた議員は、浦口、大沢、尾崎要一、下川、野見山、平越の各議員だった、ですね。

畑中 そうです。井出議員は、議員が営む事業で雇用した経費に支出しています。井上 長坂議員は、母親が所有する建物でした。

阪谷 井上さん、よく知っていますね。井上 私も原告ですから。

県議・政調費2件目の提訴を語る

証拠資料を不開示 透明性の確保めざし

阪谷 提起しましたね、  
県議の政調費に関する  
新たな裁判を。

畑中 はい、井上さん  
と神野さん、それに  
弁護士さんらと8月  
19日に、訴状を提出  
してきました。

井上 訴状の提出、久  
しぶりでした。前の  
提出は、たしか07年  
で、現在裁判中の政  
調費の裁判だったは  
ずです。それ以来で  
しょう、きつと。

畑中 政調費の裁判と  
しては2件目です。  
1件目は、03～05年  
度分を対象にしてい  
ます。今回は、その  
次の06年度分です。  
阪谷 提訴は、坂本議  
員のことがあったか  
らでしょう。

井上 私達の指摘は、  
半ば認められた形で、指  
摘の部分の減額修正  
手続きは行った。

畑中 そうです。それ  
が皮肉にもというか、  
こちらにとっては都  
合よく、前の裁判に  
続く06年分でした。  
阪谷 坂本議員の不正  
は、本来、後援会等  
が支払うべき後援会  
ニュースの印刷代に  
ついて、過大に公金  
を不正受領した選挙  
ポスター代で充当支

払いした上に、政務  
調査費も充当支出し  
ていたといういわば  
2重の公金詐取行為  
というべきものだっ  
た、ですね。

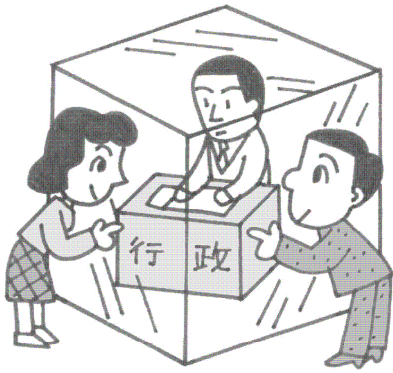
畑中 そうです。  
阪谷 分かります。だ  
から、裁判に。  
のを、不問にしたの  
では、オンブズマン  
の名折れです。

井上 住民監査請求も  
しましたが……。  
阪谷 監査委員、やつ  
ぱり防波堤に。  
畑中 まあ、監査請求  
しなければ提訴でき  
ないので、必要とし  
た面もあります。が、  
少しは期待していた

阪谷 分かります。だ  
から、裁判に。  
のを、不問にしたの  
では、オンブズマン  
の名折れです。

井上 私も請求人にな  
りましたが、却下が  
早かったですね。  
畑中 提出から僅か6  
日後でした。余りに  
も早かったのです。そ  
の点がびっくり。ま  
ったく、監査委員は  
役に立ちません。

畑中 そう、慌てまし  
たよ。提訴の期間が  
30日以内ですから。  
阪谷 今回は対象議員  
13名にしたと言うこ  
とですが。  
畑中 ええ、個人的な  
気持ちでは、監査請  
求で対象にした40名  
を対象にしたかった  
のですが。  
井上 人数を絞ろうと  
いうことになりました  
た。会議で。



# 仙台地裁で2例目の判決

## 非常勤行政委員報酬月額制は違法

畑中 そうです。それが入手できたのです。それも運良く06年度の決算書が。議会は、規約さえ、見せなか

ったのですよ。隠して。だから、実態が把握できたのです。井上 その規約に照らして、調査研究活動に必要がないと。

畑中 はい、5議連らは、「国会並びに主務官庁等への要望、連絡」、「関係市町村への連絡調整」、「広く県民運動として盛り上げるための啓蒙宣伝行動」、「その他、促進のために必要な関係機関との連絡会議の開催、及び現地調査」を行うとしています。

阪谷 要望、連絡、連絡調整、啓蒙宣伝行動、連絡会議の開催などですか。それらは調査研究活動とはいえない。無関係ですよ。

の繰越金を400万円から500万円を越える金額を繰り越していました。で、この団体は政調費から支払われる会費で運営されている団体ですので、政調費が繰り越されているのに等しいと言えます。阪谷 え、政調費は翌年度に繰り越せないでしょう。畑中 そのとおりです。だから、繰越金は全額返還すべきと言えます。

告に要する経費ですが、このような広報は、県や県議会のHP、各戸に配付される県の「県民の友」及び県議会の「県議会だより」において広報されているので、その必要性がないと

いえるでしょう。阪谷 それら以外では。畑中 井出議員や門議員は海外旅費に関する支出がありましたので、それも問題にしています。

### 非常勤行政委員報酬問題

#### 仁坂知事、日額制への見

#### 直しせず、そのまま放置

今回、迫間さんが欠席されましたので3人の座談会になりました。

阪谷 話変わりますが、2例目の非常勤行政委員の月額報酬の差し止め判決ができました。

井上 え、それは本当ですか。

畑中 9月15日に、仙台地裁で、です。本

阪谷 これは、大津地裁に続いて2例目です。確か。

畑中 判決は「勤務の実情は常勤職員と懸け離れており、月額報酬は著しく不合理」として違法性を認め

井上 私達も仁坂知事に対し日額制への見

直しの申し入れをしていたでしょう。

阪谷 仁坂知事は、放置したままですよ。畑中 そのような放置は、いよいよ許されません。2例目が見え

阪谷 県民のためにも早く見直すべきです。それじゃ、今回この辺で。



## 裁判の対象議員ら

	氏名	受領額	支出額
1	浅井 修一郎	2,880,000	2,892,441
2	東 幸司	2,880,000	2,921,201
3	井出 益弘	2,880,000	3,293,577
4	浦口 高典	2,880,000	2,905,229
5	小川 武	2,880,000	3,683,886
6	大沢 広太郎	2,880,000	3,022,769
7	尾崎 要二	2,880,000	3,305,308
8	門 三佐博	2,880,000	2,936,457
9	坂本 登	2,880,000	2,958,348
10	下川 俊樹	2,880,000	2,987,057
11	長坂 隆司	2,880,000	2,886,520
12	野見山 海	2,880,000	2,969,945
13	平越 孝哉	2,880,000	3,275,466
	計	37,440,000	40,038,204

畑中 小川議員は、事務所について、政調専用と主張。しかし、同議員側発行のチラシに、後援会と表記しているから、後援会専用だとして追及しています。

阪谷 門議員については？

畑中 設置していると、する事務所に、外形上の表記がないから

井上 ダメとしています。証拠資料を廃棄したというのもありました。

畑中 ええ、廃棄したことは、してはならないことをしたので、すから正当化することとはできないし、これを許すと、廃棄していなくても廃棄したと主張しかねないですからね。だから

引き続き追及すること。

井上 そうそう、大沢議員の駐車場代はひどいですよ。

畑中 駐車場代について、05年度分を2台分から1台分に減じながら、06年度分は、2台分そのままにしていることですね。

井上 05年度分は、監査請求を受けて修正したのですよ。それを、その翌年は修正していないなんて、とんでもない。

阪谷 市民の追及がなければ、その体たらく。倫理観がないね。議会や議員に。

受領額を超過する支出を追及

井上 坂本議員は、減

額したのに一切返還しませんでした。

畑中 それは、減額しても、なお、支出額が受領額を超過しているから返還の必要がない、と扱っているようですよ。

阪谷 例えば、受領額288万円なのに支出を300万円としている場合でしょう。

井上 受領額より多い支出が、何故、セーフなのですか。

畑中 私達は、アウトだとして追及しているのです。

井上 条例では、交付された収支の報告ではなかつたですか。

畑中 そうです。だから、受領額を超える支出は、政調費ではない、ということになります。

阪谷 なるほど。で、井上さんの先程の例

で言えば、12万円が超過しており、それが、政調費ではないと。

畑中 額としては、そうなりますが、その12万円が、どの経費に該当するかは不明です。政調費は必要な経費毎に支出されるのですから。

井上 政調費外で支出された経費が、どれか特定されていないから、全額返還せよ、と言っているのですね。

畑中 そうです。坂本議員の場合で言えば、不正な印刷費が政調費から支出されていることが裏付けられない限り、返還すべきです。

阪谷 坂本議員の場合には、不正がばれた時

にも返還しなくてもよいように、わざと超過する額を記載していると言えませんか。

井上 その疑い、大、ですよ。

5 議連会費 支出を追及

阪谷 今回、5議連という団体会費も問題にしていますよね。

井上 はじめての主張でした、今回が。

畑中 そうです。議会には、県議のみを会員とする半島振興議員連盟などとする何々議員連盟が5団体あります。それらの団体会費です。

井上 畑中さんは、それらの決算書や規約が入手できたと、いうことでしたが。

## 当面の予定

- 9月20日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 9月28日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議
- 10月4日 AM 11:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判(2件とも)
- 10月31日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 11月21日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月30日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議

て、11月の会議日程につ  
日、第4週の水曜日が祝  
日のため第5週の水曜  
に、変更します。

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支 出金返還請求住民訴訟

7月26日に裁判が行われました。  
この日で、議員らの陳述書がすべて  
提出されました。それらの陳述に対  
する反論を含め最終的な書面を当方  
から提出し、その書面に対する反論  
を相手方も提出することになりました。

次回は、10月4日午前11時から  
です。



## 次回会員会議のご案内

日 時 9月28日(水)午後6時 ~

場 所 和歌山市勤労者総合センター  
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい